前表のうち「山陽自動車道吹田山口線と今治小松道路を、山陽自動車道吹田山口線の福山西インターチェンジ又は尾道インターチェンジと今治小松道路の今治湯ノ浦インターチェンジを経由し連続して通行する場合。」において、中国縦貫自動車道の東城インターチェンジ及び山陽自動車道吹田山口線の福山東インターチェンジ以西かつ中国縦貫自動車道の吉和インターチェンジ及び広島岩国道路の大竹インターチェンジ以東かつ中国横断自動車道広島浜田線の大朝インターチェンジ以南のみの区間と四国縦貫自動車道の大洲インターチェンジから四国横断自動車道阿南四万十線の新宮インターチェンジまでの区間（今治小松道路を含む。）のみを通行する場合は、西日本高速道路株式会社が別に定めるところにより手続きがなされている軽自動車等又は普通車について本特例を適用する。

ハ　複数経路の場合の料金算定の特例

甲インターチェンジから乙インターチェンジまでの相互間に経路が複数ある場合についての本割引適用後の料金の額は、複数経路のうち最も短い経路のキロ程と他の経路のキロ程を比べ２倍を超える経路を走行した場合には、当該経路についてロ㈠から㈡の定めにより本割引を適用して算出した額とし、２倍以内の経路を走行した場合には各経路毎に算出した額のうち最も低い額とする。

ニ　適用する期間

西日本高速道路株式会社が別に定める日から平成26年３月31日までとする。

ホ　その他

高速国道等の特定区間における集中工事等を実施するにあたり、貸付料の支払いに支障のない範囲内で、交通の分散等を目的として新たな乗継特例を定めることができる。

１．［２］⑵⑤を次のとおり改める。

⑤　深夜割引

イ　割引をする自動車

午前０時から午前４時までの間に、高速国道又は別添６に掲げる高速道路を通行する全自動車のうち、ＥＴＣ車。

ロ　割引率

割引率は30パーセントとし、高速国道の通行料金及び別添６に掲げる高速道路の通行料金に適用する。

ただし、平成20年10月14日から平成26年３月31日までの土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第３条に定める休日（以下「休日」という。）以外の日（以下「平日」という。）についての割引率は50パーセントとする（平成21年４月29日から平成26年３月31日までの間については休日についても割引率を50パーセントとする。）。

なお、本割引適用後の料金の額は対距離制区間、均一制区間又は別添６に掲げる各高速道路の別に算出する（対距離制区間のうち津田東インターチェンジから高松東インターチェンジまでの全部又は一部の区間と当該区間以外の区間を連続して通行する場合には、当該区間と当該区間以外の区間の別に算出する。）こととし、それぞれの割引後の算出額に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位（長崎バイパス及び武雄佐世保道路については、４捨５入により、10円単位。）の端数処理を行うこととする。

ハ　その他

広島岩国道路、安来道路、江津道路、高松東道路（ただし、四国横断自動車道阿南四万十線の津田東インターチェンジから高松東インターチェンジまでの区間の供用開始の日の前日までとする。）及び湯浅御坊道路については平成26年３月31日まで本割引を適用する。今治小松道路については、平日は平成20年10月14日（平成20年11月10日までは高速国道と連続して通行する場合に限る。）から平成26年３月31日まで、休日は平成21年３月28日から平成26年３月31日まで本割引を適用する。京都縦貫自動車道については、平日は平成20年11月11日から平成26年３月31日まで、休日は平成21年３月28日から平成26年３月31日まで本割引を適用する。八代日奈久道路、鹿児島道路、椎田道路、宇佐別府道路、日出バイパス、延岡南道路、隼人道路、京奈道路、長崎バイパス、武雄佐世保道路及び佐世保道路については平成21年３月28日から平成26年３月31日まで本割引を適用する。第二京阪道路については平成21年３月28日から本割引を適用する。関西国際空港連絡橋については平成23年４月１日から平成26年３月31日まで本割引を適用する（ただし、西日本高速道路株式会社が別に定める日までは、ロただし書きは適用しない。）。

１．［２］⑵⑥イ㈠の表のうち、「一般国道165号及び166号（南阪奈道路）（以下「南阪奈道路」という。）」を「南阪奈道路」に、「一般国道31号（広島呉道路）（以下「広島呉道路」という。）」を「広島呉道路」に、「四国横断自動車道内海大洲線」を「四国横断自動車道愛南大洲線」に、「東九州自動車道と延岡南道路を、東九州自動車道の西都インターチェンジ（東九州自動車道の門川インターチェンジから西都インターチェンジまで区間の一部が供用した場合は、当該区間における未供用区間の両端のインターチェンジとする。）を経由し連続して通行する場合（東九州自動車道のうち門川インターチェンジから西都インターチェンジまで全区間が供用する日の前日までに限る。）。」を「東九州自動車道を、日向インターチェンジと高鍋インターチェンジ（日向インターチェンジから高鍋インターチェンジまで区間の一部が供用した場合は、当該区間における未供用区間の両端のインターチェンジとする。）を経由し連続して通行する場合（日向インターチェンジから高鍋インターチェンジまで全区間が供用する日の前日までに限る。）。」に改め、「関西国際空港線と関西国際空港連絡橋を、関西国際空港線の全線から関西国際空港連絡橋の関西国際空港連絡橋インターチェンジを連続して通行する場合。」を加える。

１．［２］⑵⑥ロのうち、「各高速道路の別に算出する」を「各高速道路の別に算出する（対距離制区間のうち津田東インターチェンジから高松東インターチェンジまでの全部又は一部の区間と当該区間以外の区間を連続して通行する場合には、当該区間と当該区間以外の区間の別に算出する。）」に改める。

１．［２］⑵⑥ハを次のとおり改める。

ハ　その他

広島岩国道路、安来道路、江津道路、高松東道路（ただし、四国横断自動車道阿南四万十線の津田東インターチェンジから高松東インターチェンジまでの区間の供用開始の日の前日までとする。）、長崎バイパス及び湯浅御坊道路については平成26年３月31日まで本割引を適用する。八代日奈久道路、鹿児島道路、椎田道路、宇佐別府道路、日出バイパス、延岡南道路、隼人道路、京奈道路、今治小松道路、京都縦貫自動車道、武雄佐世保道路及び佐世保道路については平成21年３月28日から平成26年３月31日まで本割引を適用する。関西国際空港連絡橋については平成23年４月１日から平成26年３月31日まで本割引を適用する。

１．［２］⑵⑦イのうち、「（平成23年４月１日から平成24年４月12日までの間については平日に通行する場合に限る。）」を削り、⑤を⑥に改める。

１．［２］⑵⑦ロの㈠及び㈡のうち、「各高速道路の別に算出する」を「各高速道路の別に算出する（対距離制区間のうち津田東インターチェンジから高松東インターチェンジまでの全部又は一部の区間と当該区間以外の区間を連続して通行する場合には、当該区間と当該区間以外の区間の別に算出する。）」に改める。

１．［２］⑵⑦ロ㈠のイ）及びロ）のうち、「Ｌ：⑴①イ㈡イ）Ｂに定める区間を除く普通区間のキロ程（単位：キロメートル）」を「Ｌ：⑴①イ㈡イ）Ｂに定める区間又は四国横断自動車道阿南四万十線の津田東インターチェンジから高松東インターチェンジまでの区間を除く普通区間のキロ程（単位：キロメートル）」に、「Ｐ’１：別添６のうちＡ又はＢに掲げる高速道路の料金の額（単位：円）」を「Ｐ’１：別添６のうちＡ又はＢに掲げる高速道路の料金の額若しくは⑴①イ㈠ト）に定める料金の額（単位：円）」に改める。

１．［２］⑵⑦ハを次のとおり改める。

ハ　適用する期間

平成21年７月８日から平成26年３月31日までとする。

ただし、関西国際空港連絡橋については平成23年４月１日から本割引を適用する。

１．［２］⑵⑧ハのうち、「平成30年３月31日まで」を「平成26年３月31日まで」に改める。

１．［２］⑵⑨イのうち、「平成23年３月31日まで」を「平成26年３月31日まで」に改める。